



りそな銀行アジアニュース

2023年8月31日
りそな銀行 国際事業部

「マレーシア居住者に対する規制について」

◇ マレーシア国内居住者間での外貨建の支払い

マレーシア中央銀行は、2016年後半の急激なリンギット安を背景に、2016年12月2日に為替管理規制の変更を発表。これに伴い、マレーシア国内における商品及びサービスの取引は、リンギットで決済されなければならないとなったが、2021年4月15日付の新たな外国為替規制により、輸出事業者は、*グローバルサプライチェーンに関与する国内事業者に対する支払いに関しては、外貨で行うことが可能となった。

◇ 輸出代金の為替管理規制

2016年12月の為替管理規制により、物品の輸出取引で稼得した外貨の75%以上をリンギットへ両替することを義務付けていた。

2021年4月15日付の新たな外国為替規則により、輸出収益の75%の外貨のリンギットへの強制両替のルールは廃止され、100%外貨のまま保有する事が可能となった。

まとめ	現在の規制内容	2021年4月15日（規制緩和以前）
国内居住者間での外貨建の支払い	輸出事業者は、*グローバルサプライチェーンに関与する国内事業者に対する支払いに関しては、外貨で行うことが可能	国内取引（モノ・サービス）をすべてリンギットで行う必要があり、輸出業者が外貨を使用することは出来ない
輸出代金の為替管理規制	マレーシア国内の輸出事業者は、輸出収益の100%を外貨のまま保有することが可能	外貨建ての輸出代金の75%以上をリンギットに両替することを義務付ける

※但し、支払いは、貿易取引用の Trade Foreign Currency Account または一定の外貨建て借入から行う必要があり、リンギットを両替して得た外貨を用いることはできない。

*グローバルサプライチェーンとは、輸出事業者による物品・サービスの生産や輸出をサポートするために、国内事業者が物品やサービスを輸入する事業活動を指し、当該国内事業者と輸出事業者の間に国内の別の事業者が介在する場合も含む。

【出所: Bank Negara Malaysia】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3798
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載